

アードルフ・ワーグナー

「社会的財政政策および租税政策について」1891年 (1)

池田浩太郎 共訳
池田浩史

凡 例

この邦訳の原典は、19世紀後半から20世紀はじめにかけての西欧最高の財政学者の一人であるアードルフ・ワーグナー Adolph Heinrich Gotthilf Wagner, 1835–1917の80ページをこえる論文 *Über soziale Finanz- und Steuerpolitik*, in : *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Jg. 4, 1891. である。

この論文は、プロイセン邦国税制に関するいわゆるミーケルの改革の発端をなす、1890年プロイセン邦国議会提出の税制改正法律案への批判が、執筆の直接の契機となっている。その意味ではこれは時事的論文といえるであろう。

しかし同時に本論文は、ワーグナー財政学説の基本的特徴である社会政策的財政論について、意図して一応の総括的論述をなすものでもある。この点から見れば、これは小論文ながら、ワーグナー財政思想の理解にとっては、その鍵ともなりうるきわめて基本的かつ貴重な文献でもある、とも考えられよう。

尤も、通読するとこの論文は、内容的には必ずしもその標題から推測さ

れるほどには、明瞭かつ説得的であるとはいいい難い側面も見受けられよう。

さて、この邦訳の進め方に関していうならば、全体としてはわが国で翻訳上の慣例となっているものに、したがったつもりである。

さらに、原文のヨリよい理解に資するために、訳文では次のような処理をもおこなった。

1. [] の形で、訳者の補足を適宜本文に組み入れた。
2. 所々に見られる、長すぎるセンテンスは、原文のニュアンスを損なうおそれ大であるにもかかわらず、敢えて2、3の文に分割する形で訳すことにした。原文の明瞭かつ容易な理解に資すると思われる限りでのことではある。同じ趣旨から、長すぎるパラグラフについても同様な分割をおこなったケースもある。
3. 人名については、重要と思われる者に限り、初出の所にフルネームと生没年を付記しておいた。文献名も、とくに断ることなしに、精確な原著名を付しておいた。
4. 原語推定の便宜などを考えて、必要だと思った場合には、訳語の次に原語をも添えておいた。
5. 原文のページ数は、横の欄外に S. ページ数の形で示しておいた。

この拙い訳業は、訳者両名が原文の読み合わせをしつつ、訳筆を進めてきた。訳者たちが疑問をもった文章や語の意味などについては、その折々に、名は記さないが何人かの同学の方々の教示を受ける機会をもつことができた。にもかかわらず、ここにおそらくは多く見られるであろう誤訳や不適切訳などは、あげて訳者共同の責任であることはいうまでもない。これらについて専門の方々の御指導をいただきたいと願っている。

アードルフ・ワーグナー

S. 1

「社会的財政政策および租税政策について」1891年¹⁾ (1)

I

1890年11月にプロイセン邦国議会のために立案された、邦国直接課税の改革のための諸法律案^{註2}は、ある重要な、しかも本質的に租税政策的かつ租税技術的問題にかかわるものである。

1) 本論文は、雑誌 *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik* の編集者のたつての要望に応じて執筆したものである。この論文は、私の他の財政学上の諸著作にたいし、何ら新しいものを付加するものではない。しかしながら、この論文は財政政策および租税政策の「社会的」側面を、とにかくまとまった形で論述すべく試みるものである。ここでは意図してわずかしかふれなかった個別的事項のすべてについて、および原理的諸見解の詳細な基礎づけについては、次の私の諸著作を参照してもらわなければならない。すなわち、拙著『財政学』*Finanzwissenschaft*、特に1890年に幾多の改訂をほどこして第2版の形で公刊された第2巻〔部〕(『課税の理論』*Theorie der Besteuerung, Gebührenlehre und allgemeine Steuerlehre*, 2. Aufl., Leipzig 1890.)、さらにはシェーンベルク〔編〕の『〔経済学〕全書』第3巻、第3版、1891年 Gustav Schönberg, hrsg. v., *Handbuch der politischen Oekonomie*, 3. Band, *Finanzwissenschaft und Verwaltungslehre*, 3. Aufl., Tübingen 1891. 所収の拙稿「直接諸税」*direkte Steuern*、および雑誌 *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 1887年号所収の拙稿「財政学と国家社会主義」*Finanzwissenschaft und Staatssozialismus* 2編。私の財政学的見解の理論経済学的根拠は、拙著『一般経済学原論』(第2版、1879年 *Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre*, I, *Grundlegung*, 2. Aufl., Leipzig und Heidelberg 1879. 第3版は準備中)^{註3}に示してある。それぞれのページでなすべきであったのかも知れないが、これらの著作からの個々の引用や、また他の著者たちとの論争も、本論文においてはわざとふれなかった。

訳注1 これは *Grundlegung der politischen Oekonomie*, 2 Theile, Leipzig 1892-1894. の形で公刊された。

訳注2 これらは当時のプロイセン蔵相ミーケル Johannes von Miquel, 1828-1901の名を冠して、ミーケルの税制改革といわれているものの最初の改革諸法案である。まず、所得税改正法案、営業税改正法案および相続税改正法案という、プロイセン邦国直接税に関する二つの税制改革法案の形でプロイセン邦国議会に提案されたものである。

この問題そのものは、直接には本誌で論及さるべき対象に属してはいない。とはいえ、この種の問題のそれぞれは、「社会政策的」側面というものをもっているのである。のみならず、プロイセンで計画された邦国直接課税の改革は、ヨリ一般的な社会改革的試みと関連している。この試みは、ドイツ帝国においては近ごろ支配権力の側から一層精力的に追求されているものなのである。

- S. 2 プロイセン税制改革は、永い間なおざりにしていたものを埋め合わせしようとするものである。すなわち、階級税および〔階層別〕所得税という二つの人税 Personalsteuer の税額査定における、周知のひどい不平等性を廃し、営業税に存する同様な弊害を除去しようとするものなのである。ともあれこれは社会政策的にも重要であり、しかも喜ばしいことであろう。加えてこの改革は、個人課税 Personalbesteuerung 並びに営業課税における負担を、下層および中位層から上層部の方へ、ヨリ負担能力ある人たちの肩へ、ヨリ一層移すという目標をも追求している。そして相続税の〔課税対象者の、いままで免税とされてきた〕直系親族への拡張によって、〔相続〕財産それ自体にたいして一層重課することをねらっているのである。それはそれで、社会政策的目標ということに帰するわけである。

〔下層民〕 kleine Leute にたいする邦国直接税の除外（営業税の場合には、将来1,500マルク以下の営業収益は免税とされることになる）。いまや統一的構成をもつにいたった人税〔所得税〕における、低所得および中位所得の軽減。これもすでに以前より、もちろん、とりわけ租税技術的根拠から——徴税困難のために——おこなわれた420マルクまでの所得の階級税の免除（1873年）、ないしは900マルクまでの所得の階級税の免除（1883年）の場合のように、これらと並んで存在しており、近時何度も引き上げられてきた〔ドイツ〕帝国における間接消費課税と、ある事由で関連している。ここでもまた社会政策的観点というものが、主たる租税政策的観点に付け加わる。かかるすべての関連からして、プロイセン邦国直接課税の企図され

た改革は、社会政策家たちの細心なる注意にも値するものとなっているのである。

この改革は、社会政策と財政政策もしくは租税政策との間の原理的関連を、ある程度立ち入って考えさせてくれる契機を提供するものである。ここでは、財政政策的および租税政策的原理問題と技術問題とは、本論文に述べられているテーマに関しての、諸見解および諸基礎づけの理解のために提供されるものである限りにおいて、論及されるであろう。

かくして、プロイセン税制改革プランの説明や批判というものを、詳細に述べることは、同じく本論文で追求すべき課題ではない。このプランについては、ここではまず、すぐに次のことを簡単に述べるにとどめよう。つまり、全体的に見るとこのプランは、重要かつ正しい改革というものだと考える。しかも、むろんその見通しはないのではあるが、もしこのプランが修正されずに採択されさえした場合には⁶¹¹、いままでの状態にたいする著しい改善というものを、そこに認めることになるかも知れないであろう。あるプランが、むろん非常に控え目な程度にはあるが、しかしだが、ともかくも社会政策的事由といったものを顧慮している限り、これは

S. 3 そのプランにも妥当する、とわれわれは考えている。[しかし]、このプラン——および従来から同じ軌道の上を動いている他の邦国の類似の税制改革——を、まさにこの関連において過大評価してはならないことは、以下の論究で明らかになるであろう。とりわけ、この種の諸改革は一般に、留保付きで、しかも限定された程度においてのみ社会政策的財政改革および租税改革と名づけてよいということをも、この論究は示すことになる。この改革の価値は、われわれの立場からしても、これによっては下落はしない。むしろ改革の原理的性格を鮮明にすることになるだけのことである。

訳注1 現実には、いわゆるミーケルの最初のプロイセン直接税制改革三法案の内、相続税改革法案は、その眼目たる「直系尊族、直系卑属および配偶者への相続税の拡大提案」がプロイセン議会の抵抗で実現しなかったのである (B. Fuisting, Das preußische Einkommensteuergesetz vom 24. Juni 1891....., 2. Aufl., Berlin 1892, S. 61.)。

今回のプロイセンのもののような税制諸改革は、必要最低限のものなのである。しかしこの税制改革は、ヨリ一層進展してゆく真に社会政策的な税制改革への道を拓くものである。

II

だがいったい、社会政策的観点および顧慮とは、いかなる意味をもつものなのであろうか？

最近では、社会政策的観点や顧慮に関しては、国民経済的状况の評価においても、また国民経済的立法の具体化にあたっては、さらには財政的状况の評価にあたっては、また立法や命令の方途の形での財政的措置を遂行するに際しても、しばしば問題となっている。既存のものへの批判は、かかる社会政策的考慮に支援されてなされがちである。既存のものへの改革の必要性も、これによって基礎づけられるし、改革の方向と路線とは、これによって決定される。ところが、社会政策的観点や顧慮や考慮、等々のことは本来どんな意味をもつものなのか、については通常明らかになってはいないのである。

然り。——人は社会政策的顧慮の本来の意味などについては、必ずしもはっきりと認識しようとはしないし、また、他の人たちにも明瞭に認識させようとはしていないのだ。このことは、実際家や立法家グループにおける、しかしまた、理論的諸学派、とくに「歴史派」経済学における、経済政策的問題および社会政策的問題を「原理的に」論ずることへの、特有なしりごみ、ないしは無能力にも関連しているのである。ときとしては原理的論述というものを意図して軽視するとか、あるいはこれにあまり価値をおかないとかが加わるが、——これは非常に不当なことである。その場合、あたかも、予め純粹なる対症的治療だけに限定しておきながら、しかも自分自身および他の人をも、そのおこなっているもの、および追求しようとしているものさえも、だがこれでよいのだというふうに、非常に容易に思

S. 4 いちがいさせられる結果になるであろう。原因〔自体〕への働きかけが非常に困難であるがゆえに、ないしは何らかの理由で賢明ではないがゆえに、よかれあしかれ、ときとしては対症的治療以外のものが残されていないようになったとしても、いずれにしても、この種の治療方法の特質については、はっきりと認識していなければならない。これは、理論の批判的任務にとっても、また実際における現実的処理にとっても、等しく必要なことである。もし理論および実際において、単なる日和見主義的なあれこれの考慮や行動をこえて進もうと思うならば、財政政策および租税政策における社会政策的顧慮は、いったい何を意味しているのであろうか。社会的財政政策と租税政策、あるいは財政的社会政策とは、いかなる意味のものなのか。このような問題にもまた、原理的解答が要求されるであろう。

社会政策とは一般に、分配過程の領域における弊害を、立法および行政の諸手段をもって克服しようとする国家の政策である^{註1}。この場合、財政的社会政策は財政的手段を使用する。その手段は、一部は収入調達のあり方に関連し、また一部は経費の使用目的に関連しているのである。かかる財政的社会政策の目標に関しては、問題になるべきケースについての二つのカテゴリーによって、さらに二種類の財政的社会政策が区別されうる、といてよいであろう。第1には、財政との共犯関係なしに、分配過程によって条件づけられた階級および個人の経済状態の内に生じた弊害が、問題となりうる。もう一つは、まさに財政によって、とりわけ課税の制度によって個人と階級の経済状態に引きおこされた弊害が、問題たりうるのである。

かくして第1のケースでは、政策の目標は、階級および個人のあたえら

訳注1 社会政策についての、このワグナーの概念規定は、後に本論者が掲載された雑誌の第10巻、1897年号所収の有名な論文「社会政策の諸理想」Ideale der Sozialpolitikにおいて、ベルリン大学でのワグナーの講座の後継者であり、ドイツ新歴史派経済学の大成者でもあったゾンバルト Werner Sombart, 1863-1941 が、比較的学問的な社会政策の定義の例として紹介、批判したことでも有名である（戸田武雄訳・ゾムバルト『社会政策の理想』有斐閣、昭和14年、5-6ページ、参照）。

れた経済状態の、社会政策的財政措置による是正ということである。第2のケースでは、財政措置によってこの経済状態の内に生じた弊害を、別の——補整的——財政措置によって是正するというのみが政策の目標である。厳密に考えれば、第1のケースのみが真の社会的財政政策、ないしは財政的社会政策といえるであろう。この場合においてのみ、分配過程自体に、その成果あるいはその基礎にさえ、したがってまた生産秩序にも、

S.5 明確な意図をもって規制的に、是正的に介入されるわけである。第2のケースでは、財政措置の憂慮すべき作用や結果のみを、埋め合わせしようとしてとめる。たとえば、所得や財産の分配に不利に介入されるようになる、租税負担の不平等な分配の場合のように、このような作用はまさに社会政策的に憂慮すべきものである。それゆえに、かかる単純に補整的な財政措置や課税措置をも、また社会的財政政策の表現のもとに包含させることも、ゆるされるとは思われる。しかし、かかる政策の二重性格を区別すべきことは、明白であり、しかも個々の政策の評価にとってもまた、重要なのである。

財政改革、特に税制改革にあつては、従来殆ど第2番目の種類の社会政策的顧慮のみが、問題にされてきた。このことは本質的には、最近のドイツ〔帝国〕の、またいま企図しているプロイセン〔邦国〕の直接課税の諸改革にあつても、同様である。この種の諸改革は、理論や実際においても、殆ど原理的矛盾には出会わないであろう。ここでは争点は、とりわけ現存の財政や租税によって引きおこされた弊害の種類、範囲、大きさにのみ、かかわるのである。このことは、因果連関を個別的に、たとえば、これこれの租税の事實的諸作用を確實にあとづけることの困難さの内に、その説明を見いだすであろう。起りうべき変革の諸作用もまた不確實であるがゆえに、さらには正しい改革政策についても意見の分れる所である。最後に、たとえば租税の領域においては、それぞれの改革措置は、多少とも困難な財政技術的問題ないしは租税技術的問題を表現するものだから、意見が分

れるのである。

かくて、たとえ非常に介入的で、かつ改善的でさえある改革政策が、かなり重要な社会政策的意味をもつことを要求することがゆるされるとしてもなお、上述した所から、現存の財政や租税の弊害は、それだけで非常に重大なものであるにちがいないであろう。実際にはだいたい、その改革が正当とされ、必然的なものでさえありうるが、社会政策的には、階級や個人の総経済状態に関しては、たいして重要ではないような諸改革のみが、やっと問題となっているにすぎないのである。かかる改革政策の社会政策的価値は、しばしば過大に評価されがちであるから、このことをここで述べておくことは必要なのである。

S. 6 上述した第1の種類である、目的意識をもった社会的財政政策および租税政策というものについては、本質的に異った判断を下すべきである。これは、実際に経済機構の内に規制的に、しかも是正的に介入する一般的社会政策の、最も有望で、かつ——特に重要なことではあるが——比較的容易に操作しうる諸手段の一つである、と思われる。しかし、かかる社会的財政政策は、一部ではまだあまり理解されてはいない。また一部では、その原理的性格を自覚している多くの人々のもとで、原理的な拒否というものに会っているのである。〔かれらは〕敵対的な、経済的個人主義の立場から、またその前提からしても、全く首尾一貫して拒否しているわけである。ただその前提に、即座には同意しない人たちのみが、別の判断を下す。そしてこの種の社会的財政政策を、原理的に拒否しただけではなく、むしろこれを原理的に正当化し、かつ要請もするのである。

人が理論や実際や輿論の現状からして、いまや多分、税制改革の懸案にたいして、永い間ここで話題となっているような政策に拒否の態度をとり続けており、そして、その遂行はいうに及ばず、目標においてさえも、既述の第2のもののみ限定するとしよう。この場合、私見によれば、だが、いまやかかる第1のものにつき若干詳細に論及することは、労をとるに値

する事柄であろう。

社会政策的観点から、現存の課税の改善を求める改革政策というものは、必要なる第1段階である。しかし人は、切り拓かれた軌道を一層つき進むことになるであろう。かくて第2段階は、財政措置と課税措置とを使用しての、所得分配および資産分配の是正そのものということになる。しかしながら、ここでもまた、いまやすでに一連の経済政策的諸措置を実施中である。これらは鉄道の国有化、等々の例に見られるように、その財政的側面から考察すると、それだけでまさに分配に非常に強度に介入しさえする社会的財政政策ということになるであろう。このような成り行きは、部分的にはすでに示唆しておいた軌道を動いている限りにおいて、実際的な証拠というものである。ただ課税の領域においてのみ、ふつうこの軌道はなおしりごみされたままになっている。たとえば租税累進 *Steuerprogression* の原理的拒否でわかるように、租税累進の拒否というものは、〔標準比例税率とそれ以下の軽減税率とを併せもつ〕租税累退 *Steuerdegression* の支持とは、まさに相容れうるものなのである。

現存課税の諸欠陥の除去に限定されている税制改革政策の個々の要請を評価するためにも、現実に経済的な分配過程に、その基礎に、〔および〕その成果に介入する、真の社会的財政政策および租税政策のヨリ広汎な諸要請を認めることは、合目的なことである。次にはまず、これについて論じようと思う。

S. 7 III

その克服に社会政策がかかわるべき、分配過程の領域における諸弊害とは、最終的には次のものの諸帰結である。すなわち、国民経済の私経済的・個人主義的組織の、したがってまた、かかる組織に支配的な、物的生産手段たる土地や資本の私有という法機構の、並びに自由な経済競争、自由通商という支配的な経済法の原則の、分業的に結合している国民経済の構

成部門間や個別経済間における、すべての経済関係の単なる契約による制御の、諸帰結なのである。これら諸弊害は、個人的および階級的な財産関係ないし所有関係に、そのあり方や大きさの程度に存する。また、そこから階級や個人の経済状態、したがってまた社会状態にたいして引きおこされる諸結果にも、存するのである。

ここでは、次のような諸対立が特に考察されることになるであろう。所有——すなわち、本質的には土地所有と資本所有——と非所有との、多い所有と少ない所有との、所有収益（地代、利子、企業者利潤の一部）と労働収益との、全く、もしくは大部分労働なしか、あるいは軽い労働を費す収益と、真の、とりわけ労苦多く、しかも報酬の少ない労働を費す収益との、投機的利得、景気変動的利得と本来の労働収益との、経済的諸企業での大経営と小経営との、対立。さらにはまた、土地所有と資本所有との対立、等々がこれである。

かかる諸対立は、現実的に、ないしは——これと同等に重要なのであるが——輿論における解釈で、尖鋭化されればされるほど、一層これは、永い間に亘っては無雑作には甘受されえなくなる。私有財産の基礎の上に立つ自由な経済的發展によってもたらされた諸対立の、ある程度の調整を開始させること、そして少なくとも、私有財産体系や、国民経済の私経済的組織の、競争体系の諸帰結を若干やわらげること、の必要が生ずる。単に開始され一層進展してゆく経済發展によって、抑圧されている人々の間だけでなく、この範囲の外にいる、物事を正當に考える人々の間にも、さらには〔経済活動において〕有利な立場の人々の間でさえも、漸次輿論の内に、そして最後には、立法の代理人〔代議士〕の間で、多少とも明瞭に自覚されて、その必要が成立するのである。

かかる必要が立法的承認をえようとつとめ、また立法上の、したがって行政措置のための目標点ともなるや否や、われわれは——真の社会政策の領域に足をふみ入れることになるのである。かくて社会政策とは、事実上

私経済的に組織され、私有財産制度の上に構築され、単に契約による制御のみを認めている国民経済の諸発展の、是正というものにほかならない。

つとに公的救護および救貧 das öffentliche Hilfs- und Armenwesen は、社会政策の視点のもとにある。諸機関、諸団体、諸地域共同体、等々に、これらに属しているある種の人々にたいする扶助義務を課しているからである。この個々人にとって、国民経済の私経済的組織の前提が事実上欠けているか、あるいは保証されていない場合には、その個々人に救護をおこなうこと。また、当該団体に属する人々のグループの中で、別の個々人がこのための給付能力をもっていることが明らかな場合には、その別の個々人から、この救護給付のための資金を課徴すること。これらが、これによって、かかる諸団体には義務であると宣告されるのである。公然たる、あるいは、かくれたる救貧税〔救貧事業〕のすべては、国民経済的所得分配の社会政策的是正というものを、表現するものである。

行政法的意味における貧困者の範囲をこえて、社会政策をおこなうこと。——それも、いまやある人たち、すなわち、「下積みの人々」、「抑圧された人々」、「下層民たち」、そもそも経済競争において、競争の諸前提に充分には適応していない人々、したがってこの点での敗北者ないしは、貧乏くじを引いた人々。かれらの利益のために、他の人たち、すなわち、資産家、大・中資産家たちや利得者たち、要するに競争の諸前提にヨリ適合的な人たちであるがゆえに、競争で優位に立っている人たちや勝利者たち、の負担において社会政策をおこなうこと。これはいうまでもなく、重要な一歩前進というものである。これについての痕跡は、すでに早くから認められ、最近、しかもごく最近では——たとえ決してつねに原理的な形で、しかもその本来の射程距離の意味においてではないが——充分意識して企てられているものなのである。

かかる社会政策もまた、すでに述べたように、何か全く新しいもの、というわけではない。少なくとも趨勢的には、あらゆるやや古い、また新し

S. 9 い合理的保護関税政策は、通常はむろんヨリ強くあらわれている経済政策的側面と並んで、このような社会政策的側面というものをもっているのだ。かかる社会政策的側面は、最近時の農業保護関税政策の内に非常に明瞭に看取される。同業組合〔ツンフト〕制度のやや古い工業法の、特徴的な個別的諸規定においてもまた、この側面を見落すことはできない。独立している営業者仲間の、すなわち親方たちの、ある程度の相対的な経済的並びに社会的平等に作用をあたえようとするすべてのもの。たとえば、補助人員（修業中の徒弟や職人）の種類と人数についての規定、親方の一つの営業、一つの販売店への制限についての規定、等々がこれである。やや古い商業諸規則や農業諸規則においてもまた、同様な視点がないわけではない。近代的な通商の自由の勝利をまって、やっこの種の諸規定のすべて、ないし殆どすべてが取り除かれたのである。近来再び尖鋭化してあらわれている、大資本と大経営による吸収や、大資本や大経営の優位に対抗する、中小の商工業経営や農民の土地所有の保護措置への、たとえわずかしか、ないしは全く実現しないような運動の内にも、すでに再び、自由競争的経済体制にたいする反動というものが、告知されているのである。

かかる反動は、労働者問題の領域において、とりわけ、もはや単に工業労働者問題に限定されてはいない労働者問題の領域において、はるかに強く、しかも実際において、すなわち、立法においてもまた、ずっと稔り多いものである。その証しは、労働者保護と労働者保険の名のもとに総括される、諸措置の二大複合体である。両者は、原理的に考えると、私経済的競争体系の成果を、労働者に有利にすべく是正するための、立法的および行政的介入なのである。

財政および租税の領域でも、個別的にはすでに早くから社会政策的考慮の痕跡が示されている。ここでは社会政策的顧慮もまた特に必要であり、しかも特に、そのために適合的なのである。とりわけ、もしこういうことがゆるされるならば、その他の、本来の国民経済領域よりも、ここでは社

会政策的顧慮にとって、技術的には一層容易に、原理的には、既存の経済秩序の立場からも、一層心配なしに接近しうるのである。財政や租税の領域においては、本来の国民経済領域よりも、一層容易かつ心配少なく、社会政策的に是正すべき介入の、可能かつ希求に値する二つの方途が実行可能であろう。

- S. 10 その第1は、国民経済の私経済的な、私有財産制度の上につくられた組織体系の、結果の諸帰結が社会政策的に是正されるような方途である。もう一つは、たとえそれゆえに無雑作には实际的にヨリ重要な方途であるとはいえないとしても、原理的には、この組織体系の法的基礎、およびその諸原因、またその上に構築されている生産秩序自体を、完全には除去しないまでも、多少とも修正するような方途である。これは、経済的並びに社会的状況の、一層徹底した、一層原理的な社会政策的是正ということになる。私経済的な、個人主義的な組織の補完ないし代替のための、国民経済の共同経済的組織、社会主義的組織によって近々に達成しうるのは、まさに財政政策的諸措置や租税政策的諸措置によって、最も容易に、最善に、最も迅速にもたらされることと思われる。

財政と租税とは、国家並びにその他の公共団体の公共施設や給付の遂行のための、物的手段である「貨幣」を提供するものである。ここでは社会政策的顧慮を、三様の仕方ですることができ、またすでに、何度もなしてもきた。その第1は、国家やその他の公共団体が設定する諸任務の選択にあたって、また、これに応じたその活動領域の規定にあたってなされるものである。第2は、この任務と活動のための費用充当の方法の選択にあたり、またこれと関連して、かかる活動の階級や個人への価格決定にあたってのものである。最後に第3には、公的任務や活動の遂行のための資金調達の方途の選択にあたってのものがある。これら三つのケースにおいて、社会政策的顧慮がヨリ徹底して、ヨリ包括的になされれば、それだけ一層、もちろん、階級および個人の経済的・社会的状態の是正は、断乎たる形の

ものとなるであろう。しかし、[これは]、これら三つのケースのいずれにおいても、前に示唆しておいたような様式で、私経済的な組織体系の成果の諸帰結にも、またその基礎にも、作用をおよぼしうるのである。これによって、ある場合にはこの体系の共同経済体系による補完が生じ、別の場合にはその部分的代替というものが生ずることにもなるのである。

歴史的に伝来的な国家任務の次のものへの拡大について考えてみよう。すなわち、専ら、あるいはとりわけ、ないしはだが、かなりの程度において、競争上の弱者、無所有者、下層民や労働者階級の利益のために存するような任務への拡大。かかる階級利益の「公共」利益への昇格。——有機体的見解というものからすれば、むしろ、これは通例のことであり、しかも正当でもある。この見解によれば、正当な階級利益はそれ自体、公共的・総体的利益でもあるから——。これは、既述した諸ケースの第1のケースにおける、すなわち、国家任務の選択あたりの、社会政策的顧慮というものなのである。次のものがその例である。一般的労働者救護 Arbeiterfürsorge (労働者保護、労働者保険)、比較的貧困な階級の欲求と利益とを特に顧慮した方式での教育・衛生・医療・交通諸施設の創設、等々。ここでは、国家——およびその他の公共団体、市町村など——によって具現される共同経済が、私経済と並んで補完的に、ないしは私経済に代って代替的に、是正すべく登場する。ほぼ全く入手しえないか、あるいは私経済によっては多くの場合、不十分にしか、ないしは大きな犠牲を払ってしか、入手しえないような、比較的貧困な階級の多くの欲求は、こうしてはじめて、充足が可能な状態となるのである。

しかしいまや、国家ないしその他の公共団体は、社会政策的顧慮から次のような公共諸施設や諸活動の費用充足の方法をえらぶ。すなわち、まさに利害関係者の必要と、かれら自身のわずかな給付能力とを顧慮して、個々の利害関係者に、とりわけまたもや比較的貧困な階級に属する人々に、個々のケースで、効用や利益や享受——あるいは問題となっているもの

——を、全くの無料ないしは穏当な代価で利用することを可能とさせるような方法をえらぶのである。それゆえに、再びまた、社会的財政政策の一つの重要な帰結が引きだされるのである。

それらの費用、ないしは未だ充足されないまま残っている費用部分は、かくしてまさに一般的財政資金から調達されることになる。しかし当該利害関係者にとっては、かくて給付というものは、かれらが経済的に不利な境遇にあっても、そもそもはじめて手が届きうるし、ないしは穏当な手数料の場合のように、私経済が要請する代価よりはるかに少ない犠牲というものによって、あるいは低代価たりうるような犠牲というものとの引き換えで、入手可能となるのである。この状況の財政的側面における社会政策的契機は、ここでは、公共給付の無償の規定、ないしは単に穏当な手数料というものにすぎない支払い、の形であらわれる。穏当とは、すなわち、利害関係者の属する階級というものの給付能力の尺度から見て、また給付の実費額と、給付のありうべき私経済的価格と比較して、穏当なのである。ここにもまた、私経済的配慮の共同経済的配慮による代替というものがある。S. 12 する。手数料とその料率の規制、公共諸施設や諸給付の無償の決定——交通、教育、衛生、労働者保険、並びに他の（財産）保険、等々の事情は、ここでもまた周知の事例である——は、ここでは同時に社会政策的事項ということになるであろう。

しかし、社会政策的事項は前述した第3点、すなわち、公共諸施設や諸活動の費用充足のための資金調達の方途の選択についても、優るとも劣らぬ程度に妥当する。ここでもまた、そのそれぞれが独自の社会政策的側面をもっている、実践のための四つの方途が呈示される。

第1には、剰余をうむ特定の手数料領域で活動がなされうる。郵便や国鉄の場合もこれである。国鉄は、すでに手数料施設に属している場合ではあるが——このことは、むろん現在では未だ無条件的には容認されてはいない。この場合には、利害関係者、すなわち、当該公共施設の利用者にと

って、一つ一つの給付は、それが可能であったかも知れぬほどの廉価では利用しえないのである。しかし、獲得された剰余金は公共団体の財政の役に立ち、ここから、次いでその額を他の用途へ資金提供するとか、あるいは他の収入を不要のものとさせる。だがそれゆえに、これらは間接的な仕方ではあるが住民全体に、また比較的下層な諸階級にも利益をあたえるであろう。このことは、もしもこれらの施設が私経済の所有であったならば、おこりえなかったことであろう。それゆえ、ここにすでに、純私経済的組織から逸脱の形で、利子取得や企業者利得への国家や市町村の関与が生じているのである。

第2の方途、すなわち、土地や特定の資本を国家などの所有とする手段に訴える場合には、同じで、しかも実際に一層重要な結果が生ずるのである。これに関連しては、つとに比較的古くからの土地官有、比較的最近時の国家や市町村による同様な所有におけるように、鉄道国有においてもまた、それらを利子取得と営業利益の基礎となすためには、手数料制をとるより、これをさしあたり、ヨリよく設定することになると信じられていることを、心にとめておくことになる。多くの手数料施設の場合のように、まさに公共団体の手にあるこの種の所有は、ここでは私経済的組織の法的小および経済的基礎の、根本的な修正というものを、自らの内に含んでいるのである。すなわち、物的生産手段は共同所有になるか、あるいは、比較的古くからの官有地のケースのように、私経済の私的財産取得をさし控えさせたままにしておくのである。それゆえ、ここでは生産と生産収益の分配とは、全く公共団体に移行している。その限りでは、私経済は共同経済によって代替されているわけである。これはすでに示唆しておいたケースである。ここでは、国民所得の多少ともかなり大きな部分は、はじめから国家所得ないし地方公共団体所得となる。そして多分、その後はじめて私的所得となるのである。これは租税とは逆のケースであろう。

課税の領域においては、この場合、公共入用のための資金調達をなさし

める別の二つの方途、第3および第4の方途がある。——これは二つの方途であり、ふつう考えられているような、ただ一つの方途ではないのだ。つまり課税は、二重の様式で私経済的分配過程とその諸成果に介入しうる。課税は、いずれにせよ、分配成果を基礎にもつものではある。一つの〔第3の〕ケースでは、課税は消費規制や強制節約の意味をもちうる。何となれば、課税は個々の納税者にたいして、規則的にかれらの所得から、その一部を次のような公共目的のために取り去るからである。その公共目的とは、特殊にこの納税者たちにたいして、何らかの様式で、直接的ないしは間接的に、この目的に役立つ公共諸施設や諸給付の形で、かれらに埋め合わすことになる、という目的である。直接諸税並びにとりわけ特定の間接消費諸税も、たとえばある大衆消費財の税収を、初等学校、交通、衛生、労働者保険、等々のために使用するケースにおけるように、機能させることもできるであろう。ここでは間接税の技術的形式は、周知の特別の利点を提供することになるであろう。いうまでもなく、ここでもまた、ある種の共産主義が、すなわち、一人が他の者のために支払い、給付対反対給付が個々人の間ではなく、せいぜい階級内でカバーし合う、というような共産主義がおこなわれる、という反論が残るであろう。このことは、多かれ少なかれ、すべての国家活動とすべての本来の課税に場合に、甘受されなければならないのである。

もう一つの〔第4の〕ケースにおいては、課税は階級毎の、とりわけ有産者、富裕者と非有産者、貧困者との調整に使う。つまり有産者、富裕者によってもたらされた租税収入のみをもって、ないしは主としてかれらによってもたらされた租税収入をもって、比較的貧困な階級のみの利益、ないしは圧倒的に比較的貧困な階級の利益となるよう、公共諸施設や諸活動の実施を続ける場合がこれである。これもまた、最終的作用においては共産主義というものである。しかしこの種の共産主義は、個々的には新しいものではない。しかも社会政策的根拠からして、いまやむしろ推奨さる

S. 14 べきものとなりはじめたばかりのものである。労働者保険のための雇用者の強制負担金は、たとえばこのような傾向と作用とをもつものである。直接諸税の場合での、より高い税率——ましてや、全く必然的とはいえない累進税率——の形での、財産税、相続税、ある種の収益税の形での、奢侈税、等々の形での、有産者ないしは富裕者への重課。これはいま述べたように用いる場合には、これに属しているのである。かくて、ここでもまた結果は、私経済体系における分配過程の諸成果の是正、ということになるであろう。

われわれは、殊更に比較的下層の階級のみ、あるいは特別な程度に比較的下層の階級に有利となる公共給付と、その既述したような費用充足とを、はっきりと思いうかべた、かかるケースから出発した。いまやわれわれは、かかるケースからさらに歩を進めて、大きな一般的公共諸給付に、特に一般的な法による保護、国民的独立の維持、総公共行政、の領域における一般的公共諸給付と、これら諸給付の費用充足の問題へと、移行しうるのである。通りすがりに、ただ次のことだけを述べておきたい。すなわち、単なる客観性の完全な欠如と純粋な頑固さのみが、かかる諸給付もまた、比較的下層の階級にも高度に有利となるということを否認しうること、これである。かかる諸給付が欠如していたか、ないしは全く不十分なものであった以前の時代の、および比較的下層の階級の当時の状態についての、あらゆる観察、並びにこれについてのあらゆる思考は、次のことを示している。たとえば、それらがわれわれの軍事的防衛力の低下のために、ツァーの専制的支配やコザック的虐政におちいつていたならば、「ドイツ国」、「上層階級」のみではなく、ドイツの労働者階級もまた、どうなってしまったであろうか、ということを示しているのである。この場合には、比較的下層の階級のための、あらゆる社会政策は、だめになってしまったであろう！

かかる一般的諸給付の費用充足が、すなわち、従来のすべての公共諸活

動の歴史的に伝来的な主要部分の費用充足が、ますます公共的土地所有や資本所有からの、およびこれらに結び付いた諸施設や諸企業の——手数料的性格の、並びに多分でないしは純粹に營業的性格の——純収益によって、そして加えて、給付能力に 応じた課税の原則によって課せられる諸租税によって、なされるようになる。ただし、課税はこの場合、給付能力原則から——少なくとも税率の累退、ヨリ正しくは本当の累進、財産所得の、不
S. 15 勞ないしはわずかな労働の所得の、あるいは単なる投機や景気変動でえられた私的所得や財産、等々の重課の原則から——正しい結論を引きだす、という前提のもとに徹頭徹尾あるのだが。このように事態が進行すればするほど、それだけまた一層、國民經濟の私經濟組織の基礎と前提、並びに諸成果は、社会政策的に 是正されることになるであろう。そしてかかる成果は、このような仕方でも、またしても技術的に比較的容易に、また原理的には、敵対的見地から見てさえも、たとえ懸念のないものではないにせよ、なお比較的異議少なく、達成されるであろう。

IV

このような、ただひとえに社会的という名に真に相應しい財政政策および租税政策というものへの、正しい立場とはいかなるものか。これについては、いまやむろん、見解が分れている。必然的にこの判断もまた、各人の總体的社会經濟理解にしたがうものなのである。

私經濟的組織に、その基礎や成果に批判的な人々は、筆者がなすように、この点では科学的社会主義とは同意見ではあるが、かかる社会的財政政策と租税政策とを、原理的に是認し、かつ要請することになるであろう。

私經濟的組織とその基礎である物的生産諸手段の私有とを、社会主義がおこなうように、共同經濟的・社会主義的組織とその基礎である、土地と資本の共有によって、無条件のかつ一般的に代替することが必要であり、しかも代替することが可能である、とと思っている人々。これらの人々は、

かかる社会的財政政策と租税政策とを、ただ限定された、なお現存している私経済的組織の時期にとってのみ、それゆえ過渡期といった時期のみに、充分であるとする。その政策に一時抑え的な性格のみを認め、またこの政策にたいして、単なる対症療法であるとの非難をあげるのである。

逆に全く現存の経済秩序の地盤に立つ人々は、全然そこまではゆかず、そしてかかる財政政策と社会政策とを、それ自体として、また完全にその基礎づけからして、本質的には斥ける。実に、かれらの立場からは本来首尾一貫して斥けねばならないのだ、と私は主張したい。

公然たる、また向う見ずな自由貿易論者（マンチェスター主義者）もそうする。しかしながら、科学的経済学その他の学派は、とくにドイツでは、たしかにその代表者たちがむろん必ずしも原理的明快さに達することなしでもいいほどには、それはもはや一般的ではない。それゆえ、個々のケースでも、ビクビク、オドオド、そして恣意的、折衷的にふるまう。かくてこれを、人は婉曲に「歴史的」また「中庸的」maßvoll と名づける。

S. 16

最後に、次のような人々がいる。すなわち、筆者のように、現存の経済体制への批判的結論においては、科学的社会主義に本質的に同意はする。しかしその因果解釈では、科学的社会主義からはなれる。そしてとりわけ、心理的人間本性のおこりうべき変革と改善というものに関する、非現実主義的楽観主義に与しえない人々。それゆえ、また他の、技術的諸根拠からも、少なくとも近い将来には私経済組織は、国民経済的領域の大部分にとっては、共同経済組織によっては代替はできず、ただ補完できるのみ、と考える人々。明らかに誰も社会主義よりもヨリ公然と、ヨリよくはあばけなかった、重大な経済的・社会的弊害について、私有財産機構とその機構に結びついた自由な経済的競争の原理に、たしかに強い共犯というものはあるが、しかし真の罪の要素と原因 *materia et causa peccans* を、それらにではなく、むしろ人類の本質的特性に認める人々。そしてそれゆえに、所有関係、労働関係、営業関係の、何らかの考えられる別の形態で、また、

遠くへだたった、社会主義が思いうかべる経済的・社会的状態の理想のみが、達成されうる、と錯覚することを欺瞞というものだと思う人々。だがしかし、最後に次のことをも再び容認する人々。すなわち、ある範囲内での、私経済組織から共同経済組織への、土地や資本の私有から共有への、私企業や私的施設から公企業、公共施設への移行。その限りでは、事実上でも、個人主義から社会主義への移行が、すでにおこなわれてきたし、またおこなわれているし、また適宜さらに、たとえただゆっくりと一歩一歩であるとはいえ、だが確然と決定されうる限界なしにおこなわれうるであろう。技術の発展に支えられて、また私経済組織の諸結果が否認しがたく示す、増大せる弊害によって、ますます要請されるようになるであろう。これらのことを再び認める人々——。このように判断する人々は、原理的に、また最大可能な範囲で実際上も、かかる社会的財政政策と租税政策というものを正当化し、要請し、遂行することが容易ならしめられるであろう。

S. 17 土地や資本の国有，地方公共団体所有，および類似の公有の拡大を通して，適合的ケースでは新しい高権的利用化と独占化とを通して，彼は，私経済の領域，私的利子取得，企業者利得，投機利得，景気変動利得の取得，等々の領域を狭めるようになる。ある場合には，公共諸施設や諸給付の無償化によって，また別のケースでは，適切な手数料体系によって，第3の場合には，私経済組織から生じた私的所得と私的財産にたいする，給付能力に応じた課税の原則の正しい遵守によって，彼は是正的に介入することになるであろう。また，私有財産の機構を総体のための利益となるべく，その機構が自由通商の発展の当然の付きものであるような，私利私欲の偶像や搾取の手段に墮落せぬよう，作用の状況，要件や展望いかんでは，きびしくも介入するのである。

このような社会政策家というもの（ないしは，人がそう呼びたければ，かかる国家社会主義者というもの）は，しかしむろん，社会問題をこの方途で「解

決する」ことができる、決してうぬぼれてはいない。何がまさに「正しい」のかを、理論的および実践的に主張すべき「論理的首尾一貫性」がないしは「勇氣」が、彼に欠けているがゆえにではない。むしろ彼が、最高に不完全な材料で、それでもってすべての経済組織および社会組織と構築物を計算し作業せねばならないのだが、あるがままの人間をもってしては、まさにそもそも社会問題の解決というものが不可能である、と確信しているがゆえにである。またかくして、経済的・社会的状態の一層の改善能力というもの、および、むろんただゆっくりと、また、たとえ予め決めえないが狭い限界内にとどまるにせよ、人間の心理的・人倫的完全化というものは、不可能でもなく、またどうでもよいものでもない、と宣言される。むしろ人間の完全化は、決して見失ってはならない、しかも骨折り甲斐のある課題と考えられるのである。しかし、いうまでもなく、人倫的關係において、ただ改善された人間本性というのではなく、別種の人間本性というものを前提とするようなことのすべては、空想的と考えられるであろう。人間の肉体的特性、知性の、ないしは全外的性質の本質的変革、改善というものを想定とすることも、同じく若干空想的である。地質学的諸時期や有機体世界のダーウィン主義的發展諸時期の時間をもって、社会的物事においては、人間歴史の枠内では、計測すべきではないのだ。

しかし、示唆しておいたような諸目標の制約の内において、実際に真摯な社会的財政政策と租税政策というもの、その個々の点はむろん、歴史的にあたえられた状況に方向づけられねばならないが、これを原理的に正当化されたもの、また実際にも遂行でき、しかも稔りゆたかなものとしたい。いうまでもなくそれは、社会主義のすべての開花の夢を熟成させるのではない。しかしながら、それはとにかく社会主義の諸目標の方向に向かって展開されるのである。かくして、中庸的で、純粋にイデオロギー的ではない社会主義というものは、満足させてくれるようになるかも知れないであろう。他面、その深刻な改革必要性を見誤りえないような、現存経済組

織の冷静なる信奉者たちは、その目標がこのように制約された、かかる政策というものの正当性を容認もし、またそれを支援するようになるかも知れないであろう。

なおわれわれは、むろんかかる政策を、財政理論や経済理論で一般に理解されているもの、ましてや一般に承認され、また要請されたものと判断しようとは毛頭考えてはいない。実践は、上にふれた問題を、完全に未だ殆ど全くその内的・原理的関連において把握してはいないのだ。せいぜい実践は、ここかしこで個別的に措置というものを講じ、それにかかる社会政策的顧慮をなすようになるのみである。おまけに、半分無意識で、ないしは上述したような物おじをしつつ、措置の基礎となっている原理をはっきりと認識するようになるのだ。いつものように、公的報道機関というものによって大部分支配され、また作られた輿論、ラッサール Ferdinand Lassalle, 1825–1864 の真実の言葉によれば、社会的事柄において、ふつうすでにすぎ去った時期の遅れている見解の立場に立っている輿論。——それが進歩的に振舞えば振舞うほど、しばしば一層そうなのだが——。輿論は同じく、ここで思いうかべるような社会的財政的政策と租税政策とを、その原理的射程と歴史的正当化の形で理解し、また支援しようとは、なおまるで考えてはいないのである。その証しは、たとえば国家による国有化、独占化のようなもの——実際の自由通商の成果の、カルテル、企業合同、等々をもってする私的資本による代わりに——、税率の真の累進、直系親族への相続税、およびその他さまざまなものによって判断されるであろう。

とはいえ、これは迷わせてはならないのだ。かかるイデーのすべては、ただ漸次的にのみ普及される。しかしながら、その内的真実性のゆえに、だが勝利に到達するのだ。しかも今日では以前よりもはるかに速く。20—30年前には何とわずかに、2, 3人の理論家たちのみによって、国有鉄道イデーがよしとされたにすぎなかったことか！

S. 19 た今日、それはどんな实际的成果をえたであろうか！ いかにも長い間、人

は労働者保護立法に、そのあらゆる一層の拡充に、その国際的規制にさえ、拒否的に対立していたであろうか！ そして今日、それはすでにどうなっているであろうか！ 労働者保険における強制加入原則が、何と多くの敵対と無理解な争いをうんだか！ そして、いかにしてその原則が今日すでに支配的となったか！ いかにするどく、また一般的に労働者保険のための国家負担金が、拒否されてきたか！ そしていま、以前の多くの反対者たちに援けられて、それがすでにわれわれの立法に取り入れられているか！ 例に関しては、租税の領域でもまた、かなり多数ある。蒸気時代の今日では、このような事物においても、進歩は以前よりもはるかに急速なのだ。——

ドイツの個々の邦国が、収益諸対象物、農耕御料地、森林、若干の鉱山所有、等々の非常に広範囲におよぶ価値ゆたかな、比較的古くからの所有というものを、保持していること。国鉄においては類似の比較的新しい所有がなされたこと。これらはドイツにとって幸運というものであった。上にあげた社会的財政政策の諸要請の一部は、かくて事実上われわれの諸邦国財政において、すでにある程度充たされている。諸市町村財政においても事情は類似している。諸要請の別の一部分、とくに比較的下層階級の特別の案件を、邦国任務のもとにおき、またそのための負担を一般邦国経費のもとに設定することは、ますますその〔完全な〕履行に近づいている。一番おくられているのは——むろん他の諸国より劣っているのではないが——一 な お 社 会 的 租 税 政 策 に お い て で あ る。